

エコキュート (自然冷媒ヒートポンプ式給湯器)



補助対象者の要件

- 交付申請日において村内に住所を有している。
- 村税を滞納していない。
- 暴力団員等又は暴力団等の反社会的勢力と関係を有していない。
- 申請者及び申請者と生計を一にする方がエコキュートに対して、過去に村からの補助金等の交付を受けていない。又は受ける見込みがない。
- 次のいずれかに該当する方

要件	区分
令和8年4月1日以降に設備を購入し、自らが居住している村内にある既存の戸建て住宅に設置した方 (=既存住宅に設備を設置した方)	A対象者
令和8年4月1日以降に戸建て住宅の新築や建売住宅の購入に伴って設備を購入、設置した方。又は新品の設備の付いた戸建て住宅を購入された方	B対象者

対象設備の要件

- 新品であること。
- 二酸化炭素を冷媒に用いた空気熱源ヒートポンプ式給湯器であること。

補助金額

7万円 (定額)

申請の期限／方法 (対象者の区分に従って申請してください。)

区分	申請期限	申請方法
A対象者	補助対象設備の購入又は設置後、1年以内	次ページの提出書類を揃えて、環境政策課窓口までご提出ください。 ※郵送でのご申請も可能ですが、書類不備などがあつた場合は、書類が揃い次第の受付となりますのでご注意ください。
B対象者	住宅の引渡の日から起算して1年以内	

<交付までの流れ>



提出書類

提出書類 (3~11はコピーでの提出可)	対象者	
	A	B
1. 交付申請書（様式第1号） ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能	○	○
2. 振込口座記入用紙 ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能	○	○
3. 設備の導入に係る費用及び支出が確認できる書類 ● 領収書が発行されない場合は振込票、内訳書などの写し ● リース契約の場合は、リース契約が確認できる書類の写し	○	○
4. 製造事業者が発行する保証書の写し ● メーカー保証書	○	○
5. 設備の製造会社名、型式及び仕様が確認できる書類 ● カタログ等	○	○
6. 納品書又は設備設置後の写真 ● 写真の場合は、住宅に設備が設置されていることが分かる画角のもの。	○	○
7. 設備の設置場所を示す案内図 ● 住宅地図、Googleマップなど	○	○
8. 納税証明書（未納がないことの証明）（発行から3カ月以内のもの） ● 発行から3カ月以内のもの（税務課又は郵送申請にて取得可能）。 ● 申請時において村税（住民税、固定資産税等）が課税されていない場合は添付不要	○	○
9. 当該設備の購入日又は設置日を確認することができる書類 ● 2. で確認が取れる場合は提出不要	○	
10. 住宅の引渡日が確認できる書類 ● 住宅メーカーの引渡証明書等		○
11. 他補助金等の金額が確認できる書類 条件により提出 ● 申請する設備に対して他の補助金の交付を受けている場合、又は受ける見込みがある場合提出	※	※
12. 事務代行届（様式第2号） 条件により提出 ● 交付申請の手続を代理の者（業者等）に委任する場合提出 ● 窓口で受け取り、又はHPでダウンロード可能	※	※



【注意】

- 受付は原則として先着順となります。なお、予算残額が各メニューの補助上限額を下回った場合は、そのメニューの申請受付を終了します。他のメニューについては、受付を継続します。
- 必要書類がすべて揃ってからの申請受理・審査・交付決定となりますのでご了承ください。
- 本補助金について、他の設備の交付申請を同時に行う場合、内容が重複する書類は1通のみの提出で受付可能です（設置場所の案内図、納税証明書など）。

i お申し込み・お問い合わせ先

村民生活部 環境政策課
 環境計画推進担当(役場行政棟4F)
 TEL:029-282-1711(内線1432)
 Mail:kankyuu@vill.tokai.ibaraki.jp